

条例、諸外国における化学製品製造施設の取扱い

	根拠法令	裾切り指標	裾切り数値	既設施設に対する 猶予期間	対象施設
国	大気汚染防止法	送風機の 送風能力	1000m ³ /時		ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを蒸発させるための乾燥施設
埼玉県	埼玉県生活環境保全 条例	定格容量	180l	3年	製造設備（炭化水素類等の製品（食料品を除く。）を製造する設備のうち、炭化水素類のろ過、混合、攪拌又は加熱をする設備）
千葉県	千葉県炭化水素対策 指導要綱	総生産能力	5000t/年 (ポリエチレン等製造施設)	3年 (知事が特に必要 があると認めた場 合は、5年間)	有機化学製品製造施設
			1000t/年 (塗料等製造施設)		
大阪府	大阪府生活環境の保 全等に関する条例	施設の容量	200l	6ヶ月	物の製造の用に供する施設(揮発性の高い有機化合物を使用し、又は生成するものに限る。)
米国	大気清浄法	設計生産量	1000t/年	なし	合成有機化学製造業（工場からのリーク、反応工程）、高分子化合物製造業
			500t/年		合成繊維製造施設
		溶剤使用量	38m ³ /年		磁気テープ製造のコーティング工程
		なし			合成有機化学製造業（蒸留工程）
EU	特定の活動及び設備に おける有機溶剤の使用 による VOC 放出の抑制 のための理事会指令	年間溶剤使用量	10t	8年	動物性・植物性油脂製造業
			15t		天然・合成ゴム製造業
			50t		医薬品製造業
			100t		塗料・インキ・接着剤製造業

